

平成29年度 鳥取県立特別支援学校非常勤職員(司書) 採用試験募集案内

鳥取県教育委員会事務局特別支援教育課管理担当
〒680-8570 鳥取市東町一丁目271番地（鳥取県庁第二庁舎5階）
電話：(0857)26-7514 ファクシミリ：(0857)26-8101 <http://www.pref.tottori.lg.jp/tokubetushien/>

1 申込書受付期間・試験日等

受付期間	平成29年1月16日（月）から平成29年2月2日（木）まで ◆持参、郵送のどちらでも受け付けます。（郵送の場合、平成29年2月2日（木）必着） ◆受付時間 8：30から17：15（ただし、土・日曜日を除く。）
試験日時	平成29年2月11日（土・祝） ○開場時刻 10：00 ○試験開始時刻 10：20
試験会場	鳥取県立倉吉体育文化会館 教養室1 他（倉吉市山根529-2）
試験結果発表日	平成29年2月27日（月）（予定）

2 募集内容等

募集する職及び採用予定者数	非常勤職員〔司書〕 3名程度（東部地区1名程度、西部地区2名程度）
任用期間	平成29年4月1日から平成30年3月31日 ※従事事務が翌年度も継続された場合に限り、勤務成績その他の事情を踏まえ、採用された日から5年を超えない範囲内において、任用期間が更新されることがあります。
受験資格	(1) 年齢、性別を問いません。 (2) 図書館法(昭和25年法律第118号)第5条に規定する「司書資格」を有する人又は平成29年3月31日までにこの資格を取得する見込みのある人。 (3) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条に該当する人（次のいずれかに該当する人）は受験できません。 <ul style="list-style-type: none">・成年被後見人、被保佐人（準禁治産者を含む。）・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者・鳥取県職員として懲戒免職処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者 (4) 日本国籍を有しない人については、活動に制限のない在留の資格を取得している人又は平成29年3月31日までにこの資格を取得する見込みの人に限り受験できます。
職務内容	学校司書教諭又は司書担当教諭と協力して、司書として県立特別支援学校図書館（室）の管理運営等に係る事務に従事（図書の購入、貸出、整理、県立図書館図書の借用・返却、授業支援・資料相談の補助等）
勤務場所	東部地区〔鳥取聾学校〕 西部地区〔皆生養護学校、鳥取聾学校ひまわり分校〕 ※欠員等の状況によっては、他の県立特別支援学校に配属する場合があります。

3 試験内容

試験種目	配点	内 容
筆記試験	50点	特別支援教育に関する基礎知識及び特別な支援を要する児童生徒への対応能力についての筆記試験（約30分）
論文試験	100点	図書館業務全般に関する能力についての論文試験（約60分）
面接試験	200点	個人面接による口述試験 *受験者数等により集団面接とする場合があります。

4 勤務条件

給 与	<p>○報酬 時間額 1,060円 ※採用前の職務歴によっては加算される場合があります。</p> <p>○通勤割増報酬（通勤手当） 通勤距離片道2km以上の場合に、公共交通機関利用者は、定期券と回数券のうち、安価な方の額で通勤回数に応じて月額55,000円を限度として支給。自家用車等使用者は、使用距離及び通勤回数に応じて、月額2,200円から46,400円までの範囲内で支給。</p>
福 利	健康保険、厚生年金保険、雇用保険 ※加入条件を満たす場合に限り。
休 暇	<p>○年次有給休暇 任用期間に応じて付与。（最大1年間に10日）</p> <p>○特別休暇等 公民権の行使、忌引、産前・産後など ※任用期間等に応じ、有給又は無給休暇となります。</p>
勤 務 日 及 び 勤 務 時 間	<p>週30時間 午前8時30分から午後5時までのうち、6時間程度（別途休憩：45分） ※上記勤務時間は平均的なものであり、学校によって異なる場合があります。</p>

※上記勤務条件は、現時点におけるものであり、採用時までに制度改正又は給与改定等があった場合はそれによります。

5 受験申込手続等

提出書類等	<p>①採用試験申込書 1部 ②図書館法第5条に規定する「司書資格」を証明する書類の写し ③受験票返送用封筒（長形3号（12cm×23.5cm）を使用し、送付先の郵便番号、住所、宛名（「～様」と記すこと）を明記し、82円切手を貼ること） <u>※試験当日には、別途、試験結果通知用封筒（上記③と同様）が必要です。持参してください。</u></p>
提出先	<p>鳥取県教育委員会事務局特別支援教育課管理担当 〒680-8570 鳥取市東町一丁目271番地（県庁第二庁舎5階） 電話：(0857)26-7514 受付時間 8:30から17:15 [郵送で申し込む場合] 簡易書留郵便とし、2月2日（木）までに上記提出先に必ず到着するようにしてください。 封筒の表に赤字で「県立特別支援学校（司書）採用試験申込書」と書いてください。</p>
受験票の交付	平成29年2月8日（水）までに受験票が到着しないときは、上記提出先にお問い合わせください。
そ の 他	提出された書類は、試験終了後も返還しませんので御了承ください。

※車椅子の使用等、受験に際して配慮が必要な方は、採用試験申込書の該当欄にその旨記入してください。

【申込書及び受験票の記載について】

- 1 記載事項に不正があると受験が無効となる場合があります。
- 2 ※の「受験番号」欄を除くすべての欄に正確に記入してください。
- 3 「現住所」欄は、棟、号室まで正確に記入してください。
- 4 「電話番号」欄は、採用する際等に電話により連絡を行いますので、携帯電話をお持ちの場合には、必ずその電話番号も記入してください。
- 5 「勤務を希望する地区」欄には、勤務可能な地区を希望順位順に1又は2を記入し（2は省略可）、勤務を希望する学校の□欄に1～2の希望順位を記入してください。
- 6 「最終学歴」欄には、最終学歴（学校名及び学部・学科・課程名等）を記入してください。（専修学校、高等専門学校等の場合も記入してください。）
- 7 「パソコン能力」欄は、記載のソフトについて該当する項目に「○」を記入してください。その他のソフトで使用できるものがあれば、ソフト名を記入するとともに、該当する項目に「○」を記入してください。
- 8 「県での勤務経験」及び「職歴」欄は、該当する番号又は項目を「○」で囲んでください。

6 試験結果の発表

(1) 決定方法

筆記試験、論文試験及び面接試験の得点を合計し、勤務地区の区分ごとに得点の高い順に決定します。（複数の勤務地区を選択された場合は、選択した区分ごとに順位を決定します。）

なお、筆記試験、論文試験及び面接試験の得点が、それぞれの一定の基準を満たさない場合は、他の試験の得点にかかわらず不合格とします。

(2) 試験結果の発表方法

受験者全員に試験結果を文書で通知します。併せて採用候補者の受験番号を鳥取県教育委員会事務局特別支援教育課ホームページに掲載します。

7 試験結果の通知

試験結果を通知する文書において、各受験者の試験種目ごとの得点、総合得点、勤務可能な地区における順位及びその地区の採用予定者数について通知します。

8 採用方法等

(1) 採用方法

試験順位により「採用予定者」を決定し、採用予定者とならなかった方のうち、一定の得点のある者については「採用候補者」として採用候補者名簿に登録します。

◎また、採用にあたっては、電話等により採用の意向を確認しますので、連絡が取れない場合には採用されない場合があります。

(2) 採用時期

原則として、平成29年4月1日に採用する予定ですが、年度途中で欠員が生じた際に、状況によって採用する場合があります。

◎なお、採用候補者名簿の有効期間は、合格発表の日から平成29年10月1日までであり、この期間に採用されない場合には、原則として採用候補者決定は無効となります。

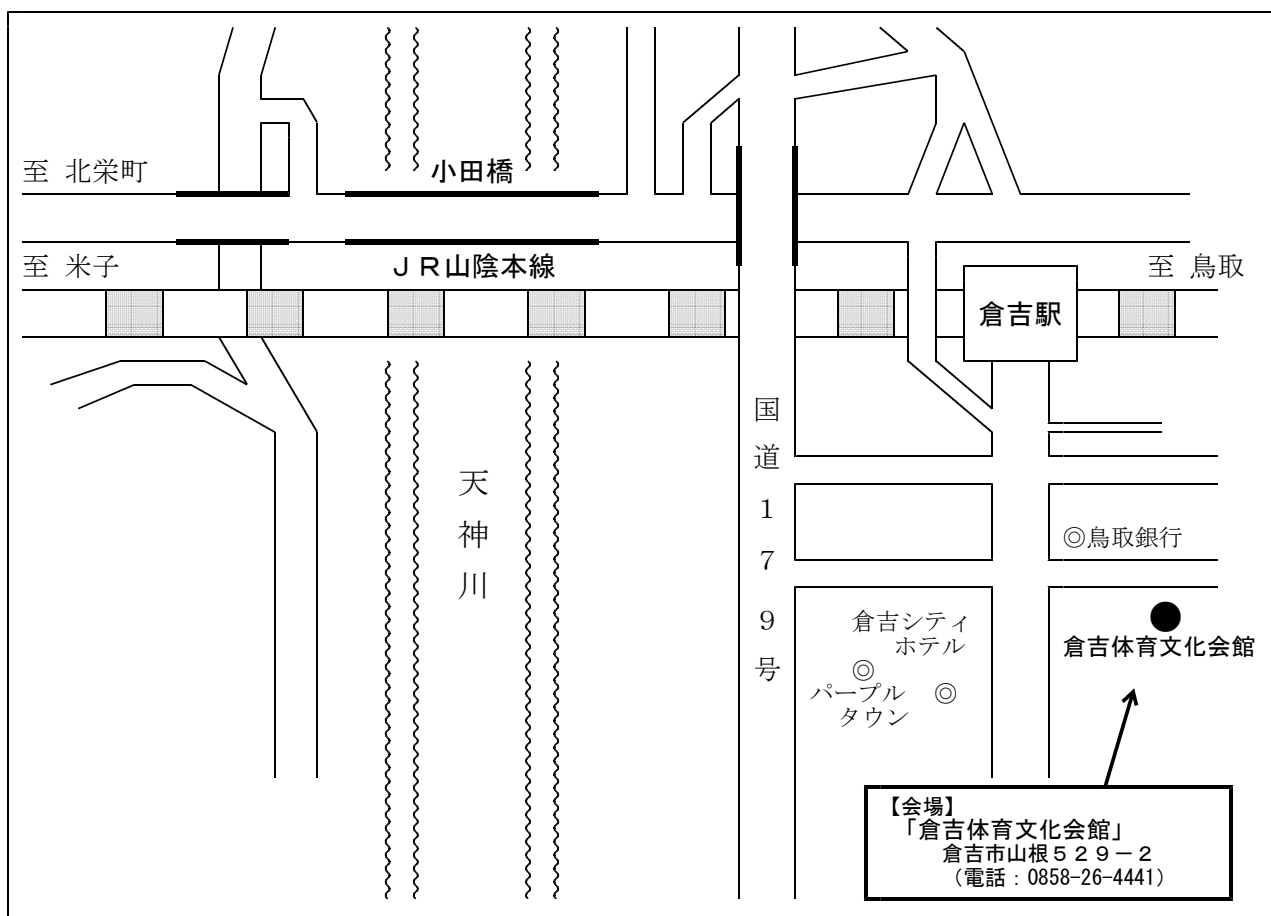
9 試験に関する注意事項

- (1) 試験当日は、必ず試験開始時刻までに試験会場で受付を済ませてください。
原則として、遅刻者は受験できません。
- (2) 受験の際は、受験票、筆記用具及び試験結果通知用の封筒を必ず持参してください。
時計を持参する場合は、時計機能だけのものに限りませす。携帯電話を時計として使用することは認めません。
- (3) 昼食が必要となる場合がありますので、各自準備をしておいてください。
- (4) 試験会場内での喫煙は禁止します。

10 個人情報の取扱い

本試験実施に際して収集する個人情報については、本試験の選考、試験結果通知書の発送及び採用手続き以外には利用しません。

試験会場案内図



※倉吉駅から徒歩約5分